

【2023年10月4日発行】

■ 人事労務マガジン／定例第157号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 X (旧 Twitter)・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X (旧 Twitter) >

- 手順1 X (旧 Twitter) アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 「令和5年版 労働経済の分析」(労働経済白書)を公表しました
分析テーマは「持続的な賃上げに向けて」
2. 「中小企業退職金共済制度」のご案内
退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に
3. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
4. 人事・労務のご担当者様はもちろん、管理職や若手の皆さまも必見
「イクメン・イクボスセミナー」の聴講者募集中(10~12月開催)
5. 時間外労働の上限規制について
建設業で働く方やドライバーの働き方改革について、PR動画を公開しています
6. 事業主の皆さまへ
「労働保険料等の口座振替納付」にゆうちょ銀行が追加されました
7. 11月は「過労死等防止啓発月間」です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施

8. 「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントが無料でサポートします
9. オンライン開催「自営型テレワーク活用セミナー」の参加者募集中
10. オンライン開催「テレワークセミナー」の参加者募集中
11. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンライン・会場開催
10月、11月セミナー参加者募集中
12. 経営者・人事労務担当者さま
「仕事と育児・介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます
13. オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を10月12日、20日、24日に開催
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説
14. 職場の就業環境を見直してみませんか？労務管理のお悩みを解決します
「就業環境整備改善支援セミナー」と専門家による個別支援を無料で実施
15. 大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を10月にオンライン開催
16. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集
10月からオンラインと会場で全55回開催

【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』10月号発売中！

特集：よし！自分も「臓器提供」について考えよう！

【トピック1】「令和5年版 労働経済の分析」（労働経済白書）を公表しました
分析テーマは「持続的な賃上げに向けて」

厚生労働省は、9月29日に「令和5年版 労働経済の分析」（以下、「労働経済白書」）を公表しました。

今回の白書では、「持続的な賃上げに向けて」をテーマとして分析を行いました。第Ⅰ部では、2022年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめています。また、第Ⅱ部では、わが国の賃金がこの四半世紀において伸び悩んだ理由を明らかにするとともに、賃上げが個々の企業・労働者や経済全体に及ぼす好影響のほか、企業の業績や価格転嫁状況等と賃上げの関係等について分析しました。

さらに、政策が賃金に及ぼす影響として、最低賃金制度と同一労働同一賃金の効果についても分析しています。

ぜひ、ご一読ください。

■白書の主なポイント

・1990年代後半以降わが国の一人あたり名目賃金が伸び悩んだ背景としては、①名目生産性が他国と比べて伸び悩み、②パートタイム労働者の増加等により一人あたり労働時間が減少し、③労働分配率が低下傾向にあったことが背景にある。

・詳細に分析すると、企業の利益処分の変化、労使間の交渉力の変化、雇用者の構成変化、日本型雇用慣行の変容、労働者のニーズの多様化等が影響した可能性が考えられる。

・賃上げは、企業にとっては、求人への応募を増やす、離職率を低下させる等の効果が、労働者にとっては、仕事の満足度を高める等の効果がある。また、経済全体では、消費や生産等を増加させる効果がある。

・最低賃金の引上げは、最低賃金近傍だけではなく、賃金水準が中位に位置するパートタイム労働者にも効果が及ぶ可能性がある。また、同一労働同一賃金の施行は、正規と非正規雇用労働者の時給差を10%程度縮小させる効果があった可能性がある。

【白書に関する詳細はこちら】

「令和5年版 労働経済の分析」を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35259.html

【トピック2】「中小企業退職金共済制度」のご案内 退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に

「中小企業退職金共済制度」をご存じですか？

この制度は、中小企業に退職金制度を導入することで、従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る国の制度で、一般の「中小企業退職金共済制度」と「特定業種退職金共済制度」があります。運営は、厚生労働省所管の独立行政法人勤労者退職金共済機構が行い、国による掛金助成もあります。

企業の魅力を高め、優秀な人材を確保するために、「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。

【制度の種類と対象者】

① 一般の「中小企業退職金共済制度」（主に常時雇用される従業員が対象）

②「特定業種退職金共済制度」（建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象）

[制度活用のメリット]

- ・「安心」 法律に基づく国の制度です。
- ・「有利」 掛金は全額非課税、掛金の一部を国が助成、手数料不要です。
- ・「簡単」 加入手続きや掛金管理も手間いらずです。

【「加入してよかった！」喜びの声はこちら】

中小企業退職金共済事業本部 加入者の声（お便りコーナー）

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/voice/>

建設業退職金共済事業本部 制度について 加入企業・受給者の声

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/seido09.html>

① 一般の「中小企業退職金共済制度」

[加入できる企業]

常用従業員数または資本金・出資の総額のいずれかが以下の範囲内の企業

- ・ 一般業種（300人以下または3億円以下）
- ・ 卸売業（100人以下または1億円以下）
- ・ サービス業（100人以下または5,000万円以下）
- ・ 小売業（50人以下または5,000万円以下）

[掛金月額を選択]

- ・ 5,000円から30,000円までの16種類から従業員ごとに選択可
- ・ 短時間労働者は2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額も選択可

[通算制度]

解散存続厚生年金基金、特定退職金共済事業を廃止した団体、合併等に伴う企業年金（確定給付企業年金「DB」・確定拠出年金「企業型DC」）との間の資産移換もできます。

「中小企業退職金共済制度」に関する無料相談・説明会をオンラインで開催していますので、ご加入を検討中の方や、退職金制度の新規導入などをお考えの方は、ぜひご利用ください。

【中小企業退職金共済制度の詳細はこちら】

中小企業退職金共済事業本部

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

無料相談・オンライン説明会等

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/soudan/>

② 特定業種退職金共済制度

[加入できる事業主]

- ・建設業

建設業を営むすべての事業主

総合、専門、職別、元請、下請、日本法人、外国法人の別を問わず、専業でも兼業でも、また、建設業法の許可を受けているか否かにかかわらず、すべて加入できます。

- ・清酒製造業

清酒製造業（清酒・単式蒸留焼酎（本格焼酎・泡盛）・みりん2種）を営む方なら専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

- ・林業

林業を営む方なら、専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

※建設業、林業の一人親方の場合は、任意組合を作り、その任意組合を事業主とみなし、一人親方は任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することができます。

[掛金]

- ・建設業 320円
- ・清酒製造業 300円
- ・林業 470円

※すべて従業員ごと、1日当たりの額です。

[業界全体の退職金制度]

労働者は、事業主が変わっても、制度に加入している事業主であれば、引き続き掛金を納付してもらうことができます。

【特定業種退職金共済制度の詳細はこちら】

建設業退職金共済事業本部（建設業の方）

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

清酒製造業退職金共済事業本部（清酒製造業の方）

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林業退職金共済事業本部（林業の方）

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【トピック3】10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

厚生労働省では、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置づけ、年次有給休暇の取得促進に向けた機運の醸成に取り組んでいます。今年の秋は、行楽地へ出かけたり、スポーツをしたり、食事に行ったり、自宅でゆっくり過ごしたりと、いろいろな楽しみ方ができるはず。年次有給休暇を上手に活用して、秋の休暇を楽しんで心に残る思い出をつくりましょう。

働き方・休み方の改善を継続的に行うためには、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇（※1）や、計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度（※2）の活用が効果的です。「年次有給休暇取得促進期間」をきっかけとして、労使一体となって、これらの導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【トピック 4】 人事・労務のご担当者様はもちろん、管理職や若手の皆さまも必見
「イクメン・イクボスセミナー」の聴講者募集中（10～12月開催）

厚生労働省の「イクメンプロジェクト」では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得を進めるため、育休取得のメリットや先進企業の取り組み事例、育休取得経験者の体験談などを紹介する4種類のセミナーを実施します。（2024年2月までの開催を予定）。【事前申込み制・参加無料】

【開催日程】（いずれもオンライン開催）

育児・介護休業法解説セミナー

- ・ 10月6日（金）13:00～15:00
- ・ 11月1日（水）13:00～15:00 ※京都府との共催
- ・ 11月8日（水）13:00～15:00 ※千葉市との共催
- ・ 11月29日（水）13:00～15:00
- ・ 12月5日（火）13:00～15:00

男性の仕事と育児両立セミナー

- ・ 10月11日（水）13:00～15:00 ※山口県との共催
- ・ 10月12日（木）13:30～15:00 ※兵庫県との共催
- ・ 10月25日（水）13:00～15:00
- ・ 12月11日（月）13:00～15:00 ※岩手県との共催

教えてイクメンの星 育児休業の取り方・過ごし方

- ・ 10月26日（木）17:00～18:30 ※宮城県との共催

イクボスのマネジメントセミナー

- ・ 11月7日（火）13:00～15:00
- ・ 12月14日（木）13:00～15:00

【詳細・お申し込みはこちら】

「イクメンプロジェクト」ウェブサイト内のイクメン・イクボスセミナー特設サイト
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/seminar/>

【お問い合わせ】

「令和5年度男性の育児休業取得促進事業」イクメンプロジェクト事務局（東京海上ディー
アール株式会社 製品安全・環境本部内）

TEL：03-5288-6583

E-mail：ikumen@tokio-dr.co.jp

【トピック5】時間外労働の上限規制について

建設業で働く方やドライバーの働き方改革について、PR動画を公開しています

2024年4月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシーのドライバーの方にも時間外労働の上限規制が適用されます。

こうした方々の働き方が変わっていくためには、建設業で働く方やドライバーにお仕事を依頼する私たちの暮らしも変わっていかねばなりません。

厚生労働省では、建設業で働く皆さまやトラック・バス・タクシードライバーの労働環境を改善するため、これらの業界が抱える課題や、国民の皆さまにご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススメ」というかけ声とともに、広くお伝えしていく活動を行っています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用して、PR動画「はたらきかたススメ」シリーズを作成しています。

【PR動画：はたらきかたススメシリーズ】

ショート版（30秒）<https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

ロング版（3分20秒）https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

トラック編（4分15秒）<https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIfCSUA>

バス編（4分00秒）<https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編（2分40秒）<https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

また、PR動画については、今年6月28日に、厚生労働省・国土交通省が完成発表会を開催しました。イベントでは、加藤厚生労働大臣（当時）、斉藤国土交通大臣が登壇され、ゲストとして、動画に出演されている小芝風花さんをお招きしました。

イベントの様子や大臣、小芝風花さんからのメッセージはこちらに掲載しています。

【イベントの様子はこちら】

厚生労働省 note

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/n/na65fe18212f0>

建設業で働く方、ドライバーの皆さまは、社会になくてはならない存在です。
時間外労働の上限規制の円滑な適用に向けて、厚生労働省は、引き続き国土交通省とも連携し、取引環境の改善に努めます。
皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【詳細はこちら】

適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススム

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

【トピック 6】 事業主の皆さまへ

「労働保険料等の口座振替納付」にゆうちょ銀行が追加されました

「労働保険料等の口座振替納付制度」とは、事業主の皆さまが、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申し込みをすることで、届け出のあった口座から金融機関が労働保険料および一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付するものです。

こちらの対象金融機関について、令和6年度受付分（令和5年10月16日）から、ゆうちょ銀行が追加されることになりました。

これまで口座振替納付を利用していなかった事業主の皆さま、これを機にぜひご検討ください。

口座振替による納付の主なメリット

- ・ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・ 納付の”忘れ”や”遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。

【口座振替制度の概要や申請方法など詳細はこちら】

厚生労働省ウェブサイト 労働保険料等の口座振替納付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html

【トピック 7】 11 月は「過労死等防止啓発月間」です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施

「過労死等防止対策推進法」では、国民の皆さまに広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現するために過労死等の防止に取り組むことが望まれます。
なお、「過労死等」とは、以下に当てはまる場合を言います。

- ・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

■過労死等防止対策推進シンポジウム開催

過労死等をなくすために、民間団体と連携して、47 都道府県 48 会場（東京は 2 会場）で働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介しします。【事前申し込み制・参加無料】

また、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画をインターネット配信します。

【シンポジウムの詳細、申し込みはこちら】

過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

【お問い合わせ】

株式会社プロセスユニーク（委託先）

TEL : 0570-087-555 ※受付時間 9:00~17:30（月~金）

■過重労働解消相談ダイヤル設置（無料）

「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

11月3日（金）を特別労働相談受付日とし、特別労働相談を実施します。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準関係法令の考え方の説明や、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報の受理など相談内容に合わせた対応を行います。

【過重労働解消相談ダイヤル】

相談対応日時：11月3日（金）9:00～17:00

TEL：0120-794-713（なくしましょう 長い残業）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki_jun/campaign_00004.html

なお、11月1日（水）から7日（火）（11月3日（金）から5日（日）を除く）を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口で、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。下記相談窓口でも労働相談を受け付けていますので、労働条件でお悩み等がありましたらお問い合わせください。

【最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）】

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

【労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）】

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

TEL：0120-811-610（はい！ 労働）

相談対応時間：月～金 17:00～22:00、土・日・祝日 9:00～21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【過労死等を防止するための事業主・労働者の取り組み、相談窓口、過労死等について】

過労死等防止に関する特設サイト（11月に令和5年版を公開予定）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/karoushize/ro/index.html

【再掲】

【トピック8】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします

厚生労働省では「多様な正社員」制度を普及・定着させるため、「多様な正社員」制度の導入や改定を検討されている企業へのコンサルティング支援を無料で行っています。

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などを限定して選択できる正社員をいいます。

多様な正社員の専門知識を持ったコンサルタント（社労士等）が全国どの企業にも無料で伺います。また、オンライン（ウェブ会議形式を含む）で支援を受けることもできます。

■多様な正社員の活用ケース

- ・転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい
- ・職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい
- ・転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、既存のあるいは新設した多様な正社員区分を、無期転換後の受け入れ先としたい

■支援概要

対象：「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用：無料

期間：2024年2月まで

実施方法：対面かオンライン（ウェブ会議等）を選択

回数：1社あたり4～6回程度の訪問支援を実施

内容：

- ・人事管理上の課題等の現状を把握し、多様な正社員の活用方針を整理
- ・導入する多様な正社員の格付けや待遇等の検討
- ・多様な正社員の導入に向けた就業規則等の修正の検討

【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

令和5年度「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

（委託先：PwCコンサルティング合同会社）

TEL : 03-6257-0785

E-mail : jp_cons_tayounaseishain@pwc.com

【再掲】

【トピック 9】 オンライン開催「自営型テレワーク活用セミナー」の参加者募集中

「自営型テレワーク活用セミナー」を10月にオンラインで開催します。

このセミナーは、会社に雇用されないで、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方や、そのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などを対象としています。

自営型テレワークの基本を知り、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者、仲介事業者、自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。ぜひご活用ください。【事前申し込み制・参加無料】

■自営型テレワーカー向け

10月26日（木）10:00～12:00

■発注者・注文者等企業向け

10月26日（木）14:00～16:00

※いずれもオンライン開催

【詳細・お申し込みはこちら】

自営型テレワーカー向けセミナー

https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/2023_w.html

発注者・注文者等企業向けセミナー

https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/2023_c.html

【再掲】

【トピック 10】 オンライン開催「テレワークセミナー」の参加者募集中

厚生労働省は、10月30日（月）に「テレワークセミナー（第3回）」をオンラインで開催

します。労務管理上の留意点、ICT活用と留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報をお届けします。【参加無料】

テレワークは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークの活用によって、育児・介護と仕事の両立や、優秀な人材の確保・定着などの効果が見込めます。

このセミナーでは、テレワークを導入するに当たって、必要な労務管理、ICT活用方法と留意点、テレワークの活用方法、導入企業の事例等を説明します。

セミナー終了後に、労務管理面やICT面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」も実施します。【希望者のみ・事前申し込み制】

【セミナー内容】

- ・テレワークの導入事例の紹介
- ・テレワーク導入企業の体験談紹介
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・ICTの活用と留意点

【開催】

日時：10月30日（月）13:30～15:30 ※オンライン接続開始 13:20

定員：200人

【詳細・お申し込みはこちら】

テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/support/seminer/>

【今後のスケジュール】

■オンラインセミナー（各回 13:30～15:30）

第4回開催日：11月7日（火）

第5回開催日：11月15日（水）

第6回開催日：1月26日（金）

■会場セミナー（各回 13:30～15:30）

東京会場：11月24日（金）

大阪会場：12月22日（金）

【再掲】

【トピック 11】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンライン・会場開催

10月、11月セミナー参加者募集中

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」（厚生労働省委託事業）では、「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」を随時開催しています。

10月、11月開催のオンライン・会場開催セミナーをご案内します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、改正育児・介護休業法のポイントはもちろん、スムーズな育休取得や職場復帰に向けて活用できるツールや男性育休のよくあるお悩み、また、介護離職防止の取り組み例など、企業事例も交えてご紹介します。

企業の人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はご予定に合わせてお申し込みください。

【開催日程】

■10月6日（金）13:30～

仕事と育児・介護の両立支援 伴走型セミナー

定員：20社（1社につき2人までご参加可能）

場所：IDEC 横浜 6階 情文ホール

※横浜市経済局、公益財団法人横浜企業経営支援財団との共催セミナーです。

※伴走型セミナーとは、相談の時間を設けながら進めるセミナーです。1社につき1人の両立支援プランナーが、企業様毎の課題や相談・疑問点をサポートいたします。今、何をすれば良いかまだよくわからないと思う方にもオススメです。

■10月11日（水）14:00～

仕事と介護・育児の両立支援 個別支援付きセミナー（会場のみ）

会場・オンラインの同時開催

定員：会場（50人）、オンライン（100人）

場所：豊田商工会議所 2階 多目的ホール

※愛知県 西三河県民事務所、豊田市、みよし市、豊田商工会議所との共催セミナーです。

※個別支援付きセミナーとは、会場へ参加される企業様に限り、セミナー終了後にその場で両立支援プランナーによる無料の個別相談が受けられます。（予約制）

※チラシをダウンロードし、Fax または二次元コードからお申込みください。

■10月17日（火）14:00～
管理職へのアプローチセミナー
オンライン：Zoom ウェビナー
定員：100人

■10月19日（木）14:00～
仕事と介護の両立支援セミナー
オンライン：Zoom ウェビナー
定員：100人

■10月19日（木）13:00～
大阪キャリア形成・学び直し支援センター共催セミナー
「仕事と育児の両立支援／従業員の主体的キャリア支援に向けて」（個別支援付き）
場所：大阪梅田 DT ホール 会議室
定員：30社（1社につき2人までご参加可能）

■10月23日（月）14:00～
豊島区共催セミナー
仕事と育児・介護の両立支援 個別支援付きセミナー
場所：豊島区立としま産業振興プラザ3階 研修室②
定員：30名（1社につき2人までご参加可能）

■11月02日（木）14:00～
京都府共催セミナー
仕事と育児・介護の両立支援 個別支援付きセミナー
場所：京都経済センター6F 会議室 6-D
定員：20社（1社につき2人までご参加可能）

■11月07日（火）14:00～
熊本働き方改革推進支援センター共催セミナー
仕事と育児の両立支援セミナー
オンライン：Zoom ウェビナー
定員：100人

■11月09日（木）13:00～

薩摩川内共催セミナー（10分間の質疑応答付き）

仕事と育児・介護の両立支援セミナー

場所：サンアリーナせんだい 会議室

定員：50社（1社につき2人までご参加可能）

■11月13日（月）14:00～

仕事と育児の両立支援セミナー

オンライン：Zoom ウェビナー

定員：100人

■11月17日（金）14:00～

三重働き方改革推進支援センター共催セミナー

仕事と育児の両立支援セミナー

オンライン：Zoom ウェビナー

定員：100人

■11月20日（月）15:00～

管理職へのアプローチセミナー

オンライン：Zoom ウェビナー

定員：100人

■11月21日（火）13:30～

岡山市・岡山商工会議所共催セミナー

仕事と育児・介護の両立支援 伴走型セミナー

場所：岡山商工会議所 102 会議室

定員：20社（1社につき2人までご参加可能）

■11月24日（金）16:00～

仕事と介護の両立支援セミナー

オンライン：Zoom ウェビナー

定員：100人

【詳細・お申し込みはこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

<https://ikuji-kaigo.com/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（厚生労働省委託）

<https://ikuji-kaigo.com/>

TEL : 03-5542-1740

【再掲】

【トピック 12】 経営者・人事労務担当者さま

「仕事と育児・介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます

厚生労働省では、従業員の「仕事と育児・介護の両立支援」に取り組む企業に対し、個別支援を実施しています。

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家（仕事と家庭の両立支援プランナー）が、貴社の実情やニーズをお聞きし、無料で個別にご支援します。

全国どこでも、訪問またはオンラインにて支援を受けられます。

ご利用者の皆さまからは、大変ご好評をいただいています。具体的に相談したい経営者・企業の人事労務ご担当者の皆さま、ぜひご検討ください。

■ご利用者様の声

- ・ 専門家から具体的な話を聞く事ができ、とても勉強になった。
- ・ 具体的にどんな取り組みをしたら良いか知る事ができ良かった。
- ・ そのまま使える面談シートや管理職向けマネジメントのポイントなど、すぐに役立つそう。

【無料個別支援のお申し込みや詳細はこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

<https://ikuji-kaigo.com/>

【再掲】

【トピック 13】 オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を10月12日、20日、24日に開催

無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【開催概要】

開催日：10月12日（木）、20日（金）、24日（火）

開催時間：セミナー 13:30～15:40（休憩10分） 個別相談会 15:50～16:50

開催形式：オンライン

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

【再掲】

【トピックス14】職場の就業環境を見直してみませんか？労務管理のお悩みを解決します「就業環境整備改善支援セミナー」と専門家による個別支援を無料で実施

厚生労働省は、中小企業や新規に起業された企業の方向けに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金などの労務管理など、それぞれの事情に応じた適正な就業環境を整備する支援を実施します。

この支援では、労務管理の基本的な知識について、専門家による「就業環境整備改善支援セミナー」（オンライン・現地）の開催や個別支援などを行います。経営者・労務管理担当者をはじめ、ご関心をお持ちの方はぜひご参加ください。【参加無料】

■就業環境整備改善支援セミナー

労務管理の基本的な知識について、専門家が分かりやすく解説します。短時間で必要最低限の情報が詰まったセミナーです。

起業5年以内の方や新事業場を立ち上げた方、労働環境の整備をお考えの経営者、労務管理担当者など、労務管理の知識向上を図りたい方は、ぜひお申し込みください。

セミナーでは「やさしく分かりやすく」を基本に編集制作したテキストと労務管理に関する資料集・判例集も併せて提供します。セミナー終了後も社内でご活用いただけます。

職場などから参加できるオンライン開催と、全国各地で開催する現地セミナーがあります。ご都合に合わせてお申し込みください。詳しい開催日時は、以下のウェブサイトをご確認ください。

【開催日程・申し込み方法など詳細はこちら】

令和5年度就業環境整備・改善支援事業

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminar.html>

■専門家による個別支援

専門家が個別に相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適正な就業環境整備の支援を行います。申し込みは随時受け付けています。

【お申し込み・詳細はこちら】

令和5年度就業環境整備・改善支援事業 申し込みフォーム

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/advice.html>

【お問い合わせ】

就業環境整備改善支援事業 運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL: 075-741-7862（平日 9:00~18:00）

セミナー s_seminar@mb.langate.co.jp

個別支援 s_support@mb.langate.co.jp

【再掲】-----

【トピック 15】大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を10月にオンライン開催

このセミナーは、大学等の教職員の皆さまが、学生たちに労働法を教えられるよう、そのノウハウを分かりやすく解説するものです。

セミナー参加者には大学等で労働法を教えるためのマニュアル（冊子）を差し上げます。教職員の方はもちろん、それ以外の方でも参加いただけます。関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日程】全てオンライン開催

・大学の教職員等向けセミナー

10月17日(火)・10月18日(水) 17:00~19:00

※各回のテーマは、お申し込みページからご確認ください。

【詳細・お申し込み・お問い合わせはこちら】

大学の教職員等向けセミナー

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/university.html>

【再掲】-----

【トピック 16】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10月からオンラインと会場で全55回開催

健康的でやる気あふれる職場を実現しませんか？企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで51回、会場（東京、大阪）で4回の全55回（うち3回は「特別企画 業務効率化セミナー」）開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるものにご参加ください。

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけます。特設ウェブサイトにて参加者を募集しています。皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

2023年10月3日（火）～2024年1月18日（木）（全55回）

- ・午前開催の場合 9:30～12:00
- ・午後開催の場合 14:00～16:30

※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイトにてご案内しています。

【詳細解説テーマ例】

- ・過重労働に係る損害賠償事例
- ・過重労働とメンタルヘルス対策
- ・過重労働と労災認定
- ・過重労働とパワハラ防止対策
- ・過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

特設ウェブサイト

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6階

担当：川田代、磯谷

TEL：03-5283-1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5283-1032

E-mail：kajyu-kaishou@zenkiren.com

【厚生労働省からのお知らせ】 -----

広報誌『厚生労働』10月号発売中！

特集：よし！自分も「臓器提供」について考えよう！

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」では、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

■特集「よし！自分も「臓器提供」について考えよう！」

2021年の世論調査では、仮に自分が脳死・心停止と判断された場合、臓器を「提供したい」と答えた人の割合は39.5%で、10人に4人は臓器提供に前向きな結果が出ています。

いざというときに自分はどうしたいのか、皆さんは臓器提供について考えたことはありますか？臓器提供について家族で話し合っていますか？

今月の特集では、「臓器提供」に前向きな意思を持つ人たちの行動を後押しできるよう、「臓器提供の最新事情」や当事者や支援者の声、臓器提供の意思表示の仕方などの情報をお届けします。ぜひご覧ください。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2023年10月号

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/2023010.html

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

9月29日に公表された、完全失業率は2.7%と前月と同率、有効求人倍率は1.29倍で前月と同水準となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35417.html

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

- 編集：厚生労働省
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-